

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ様

放射能の検出されたお茶の取扱いについての質問

平成 23 年 5 月 24 日付けで送付のありました標記に関して、下記のとおり回答いたします。

○ 質問 1 :

お茶を含めた食品中の放射性物質については、今般の東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力安全委員会が定めた指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第 6 条第 2 号に該当するものとして食用に供されることがないように通知しています。

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

この暫定規制値の基となった原子力安全委員会の指標値は、国際放射線防護委員会 (ICRP) により示された、対策を採るべきレベルのうち下限の値 (放射性ヨウ素 : 甲状腺への影響を表す線量である甲状腺等価線量 50mSv/年、放射性セシウム : 全身への影響を表す実効線量 5 mSv/年) を基に、成人、幼児及び乳児それぞれについて放射能の影響の度合いと、わが国の食品摂取量を勘案して算出した数値のうち、最も厳しい値を食品カテゴリーごとに指標値として設定されています。

お茶は、「その他」に該当するため、放射性セシウムの規制値は 500Bq/kg になります。

食品安全委員会は、3月29日に「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を行っており、その中で、放射性セシウムに関する規制値の前提（上に述べた実効線量の値）は、食品由来の放射線被ばくを防ぐ上でかなり安全側に立ったものとしています。

○ 質問2：

生茶から荒茶への加工工程における重量変動により、放射能濃度の変動も想定されることから、そのようなことも留意の上、お茶における暫定規制値を超えることのないよう、対応頂きたいとの趣旨です。

○ 質問3：

茶葉については、原子力災害対策本部において、お茶として飲まれる以外に直接摂取される可能性も否定できないことから、原子力安全委員会の助言も踏まえて、「荒茶」及び「製茶」についても生茶と同じ 500Bq/kg を適用して、管理することとされました。

また、消費者の摂取方法について想定が困難であるため、流通の各段階で暫定規制値を超えることがないよう、対応していくことが重要であると考えています。

平成 23 年 6 月 8 日
厚生労働省医薬食品局
食 品 安 全 部